

台風第19号で被災された方へ ローンの免除・減額

宇都宮財務事務所

☎028・346・6301

『自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン』により、法的な倒産手続きによらず債務の免除・減額を受けられる場合があります。



対象 台風第19号の影響を受け、住宅ローンや事業性ローンなどの返済ができなくなった方

※詳細は、下記のQRコードまたはローンの借入先でご確認ください。



都市計画審議会の開催

都市計画課・☎21167

日時 2月21日(金)午後3時30分

場所 特別会議室(本庁舎4階)

審議する案 足利佐野都市計画

公園5・5・103号迫間自然観

察公園の変更(市決定)

傍聴を希望する方は…事前に電話で同課

最低賃金の改正

栃木労働局 賃金室

☎028・634・9109

▼特定最低賃金

左表のとおり

効力発生日 元年12月31日(火)
※18歳未満または65歳以上の労働者は栃木県最低賃金が適用されます。

業種	時間額
塗料製造業	963円
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	910円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	910円
自動車・同附属品製造業	917円
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業	909円
各種商品小売業	871円

▼地域別最低賃金

※右表の特定最低賃金が適用されない方すべてに適用されます。

栃木県最低賃金 853円

効力発生日 元年10月1日(火)

お手伝いします！

マイキーDの設定

情報管理課・☎21115

来年度からマイナンバーカードのマイナポイントを活用した消費活性化策が始まります。同ポイントの利用にはマイキーDの設定が必要です。設定は下記のQRコードからできます。



※マイナポイントとは、マイキーIDで管理しキャッシュレス決済などで利用できるポイント。
設定の手伝い期間 2～3月末
場所 市役所市民ホール(本庁舎1階)、行政サービスセンター
持ち物 マイナンバーカード



税

バイクや軽自動車などの 廃車は3月中に手続きを

税務課・☎21211

4月1日に所有している方に課税されますので、次の方は3

車両種別による届出先

種類	届出・問い合わせ先
原付・バイク…125ccまで 小型特殊自動車 …農耕作業車など	足利市役所 税務課・☎2121
自動二輪車(オートバイ) …125ccを超えるもの	栃木陸運支局 佐野自動車検査登録事務所 ☎050・5540・2020(音声ガイド)
軽自動車(三・四輪車) …660ccまで	軽自動車検査協会 栃木事務所佐野支所 ☎050・3816・3108(音声ガイド)

月31日(火)までに各届出先で手続きをしてください。

▽乗っていない軽自動車があるが、廃車手続きをしていない
▽他人に譲ったが、名義変更をしていない

▽市外に転出したが、住所変更していない

※自動車税のように月割課税制度はないので、手続きをしないと1年分が課税されます。

足利輝びと 67

日常に溢れるドラマを記録にして アマチュア映像作家 石川 勝さん



「映像は、市民ひとりひとりが記録して記憶をつなぐもの。そのことを伝えていきたい」と熱い想いを語るのは、足利映像クラブの代表であり、市内で山岳映画会を20年以上にわたって開催してきた石川さん。もともと山が好きで、東京で開かれる山岳映画会をきっかけに映像の世界へ。

これまで、保護者が主体的に運営する学童クラブや、子ども達が満足するまでやりたいように遊ばせる自由保育を実践する保育園など、本市で暮らす人たちに焦点をあてたド



キュメンタリーを撮ってきました。「地域にこういう生き方をする人がいることを、誰かが記録して伝え

なければいけない。それが市民の役目」といいます。「日々の暮らしの中に、ひとりひとり泣き笑い

ドラマがあり、映像にとどめておくことは何ものにも代え難い価値がある」と目を潤ませ話す石川さん。社会や生き方を問う人を撮り続け、市民映画祭『東京ビデオフェスティバル』に毎年出品し、高い評価を受けています。

石川さんは、ここ10年、県内で唯一の市民ビデオの公開上映会として本市で年2回、6月に『映像で観る足利・両毛』、11月に『足利山岳映画会』を開催しています。「今後はもっと堅実な組織と良質な作品づくりを目指し、新人も集めていきたい」と、さらなる高みへ向かって歩みを進めます。

▲自宅の編集作業用パソコンを操作する石川さん

安全・安心で住みよいまちづくりのために

道路後退にご協力ください!

建築指導課・☎2170

私たちの身近にある道路は、住みよい住環境を確保し、災害時の安全性を高める上で重要な役割を担っています。

●あなたの周りの道はどうですか？

- ▷災害時の避難に支障はありませんか？
- ▷緊急車両が入ってこられますか？
- ▷敷地は幅4m以上の道路に接していますか？

●お互いに協力して幅4メートルの道路に

建築基準法では、建物を建てる場合には敷地が幅4m以上の道路に接していなければならないと定められています。

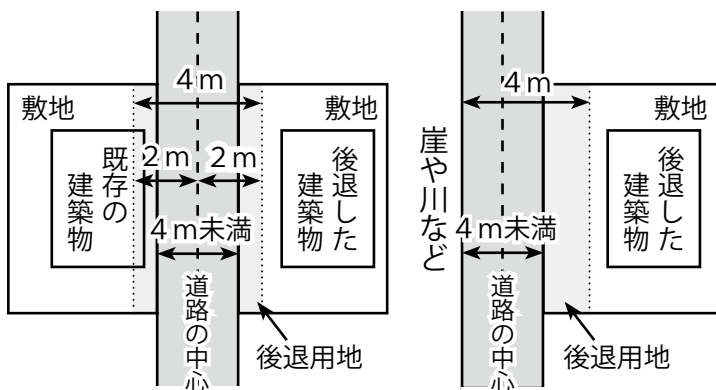
市が指定した4m未満の道路に接している敷地に建物や塀などを建てる場合は、道路の中心から2m後退しなければなりません。

●後退用地の確保と減免

後退用地に塀や門、生け垣、植木などは設置できません。ある場合は除去・移設をお願いします。

また、後退用地の固定資産税や都市計画税は減免の対象になります。

※申請が必要です。



※片側に崖や川などがあり、左右に後退できないときは、片側に4m後退しなければなりません。